

主権者教育の確立と投票機会の拡充を求める意見書

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳に引き下げられた。1945年に選挙権年齢が20歳以上の男女とされて以来、70年ぶりの大改革である。18歳選挙権の実現は、若年層の社会参加、政治参加を推進させ、民主主義をさらに発展させるためにも、大いに期待されるものである。

については、国におかれては、18歳選挙権を契機として、国や地域、社会における現実の課題や争点について自ら考え、判断し、行動する自立した市民としての能力を育てるための初等中等教育段階からの主権者教育確立とともに、多様化する暮らしの形態を踏まえた国民の投票機会の拡充を推進するため、次の事項に取り組むよう強く要望する。

- 1 総務省と文部科学省は、高等学校等における政治的中立や選挙等に関する学習内容の充実を図るとして、副教材等を作成し配布しているが、それにとどまることなく、教育現場が安心して主体的、積極的に主権者教育を進めることができるような仕組みづくりを行うこと。
- 2 増加する休日労働者など、有権者の生活行動を踏まえた投票機会の拡大へ向けた共通投票所の設置や、投票の利便性向上のための大規模商業施設内や駅近辺などへの期日前投票所の増設に向けて、適切な財源の確保や投票時間の弾力化等を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	野 田 聖 子 殿
文部科学大臣	林 芳 正 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治